

経過措置について

省令の経過措置を踏まえ、以下の報告対象については、平成30年度を報告時期の始期とする経過措置を設ける。

・H28. 6. 1の改正により新たに報告対象となったもの

報告対象		報告時期				
		H28	H29	H30	R01	R02
政令および細則で定められた対象建築物 【報告間隔】 毎年：集会場、旅館・ホテル 百貨店、物販店等	施行の際現に存するもの（H28. 6. 1時点） 以前から対象	○	○	○	○	○
	新規対象 （例：110㎡の地階を有する旅館）	●	●	◎	○	○
	H28. 6. 1～H29. 3. 31の間に検査済証の交付を受けたもの	/	×	○	○	○
政令および細則で定められた対象建築物 【報告間隔】 2年毎：病院、認知症GH、学校、 博物館、美術館等	施行の際現に存するもの（H28. 6. 1時点） 以前から対象	○	×	○	×	○
	新規対象 （例：博物館）	●	×	◎	×	○
	H28. 6. 1～H29. 3. 31の間に検査済証の交付を受けたもの	/	×	×	×	○
上記の建築物に設けられた建築設備 （換気設備・排煙設備・非常用の照明設備） 【報告間隔】 毎年	施行の際現に存するもの（H28. 6. 1時点） 以前から対象	○	○	○	○	○
	新規対象 （追加された建築物に設けられたもの）	●	●	◎	○	○
	H28. 6. 1～H29. 3. 31の間に検査済証の交付を受けたもの	/	×	○	○	○
上記の建築物に設けられた防火設備 （随時閉鎖または作動できるもの） 【報告間隔】 毎年	新規対象 （上記の建築物に設けられたもの）	●	●	◎	○	○
	H28. 6. 1～H29. 3. 31の間に検査済証の交付を受けたもの	/	×	○	○	○
政令で定める施設に設けられた防火設備 （随時閉鎖または作動できるもの） ※用途に供する面積が200㎡超300㎡未満に限る 【報告間隔】 毎年	新規対象 （例：250㎡の障害児入所施設に設けられたもの）	●	●	◎	○	○
	H28. 6. 1～H29. 3. 31の間に検査済証の交付を受けたもの	/	×	○	○	○
昇降機等 （エレベーター、エスカレーター、遊戯施設、 小荷物専用昇降機） 【報告間隔】 毎年	施行の際現に存するもの（H28. 6. 1時点） 以前から対象	○	○	○	○	○
	新規対象 （例：小荷物専用昇降機）	●	●	◎	○	○
	H28. 6. 1～H29. 3. 31の間に検査済証の交付を受けたもの	/	×	○	○	○

○：報告が必要 ×：報告が不要

●：細則の規定により報告が必要であるが、経過措置により報告を免除

◎：経過措置により報告を免除したものの最初の報告時期